

令和 6 年

第 12 回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第12回）

日 時 令和6年12月9日（月）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

6 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

7 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	田	口	榮	一	
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第12回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時18分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、富里市役所から南に約1キロメートルに位置し、市道に接続しているため進入路は確保されております。本案件は営農型太陽光発電設備が設置されている下部農地の耕作になりますが、権利者は太陽光発電設備の設置者になります。現地は既に太陽光パネルが設置されており、今回の申請は元の許可を受けた会社が吸収合併されたことにより、新規に申請するよう印旛農業事務所からの指導による申請となります。現地は、シキミが植えており許可から継続して成長しているものと思われます。元の会社名はなくなりますが、社員は残る形態となりこれまでどおり、効率的に耕作されると思われます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、区分地上権設定 1 を議題とします。なお、本件については、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、使用貸借権設定 1 と関連がありますので、一括議題といたします。採決は農地法第 3 条 区分地上権設定 1 と、農地法第 5 条 使用貸借権設定 1 を分割して行います。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、区分地上権設定 1 及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、使用貸借権設定 1 について、関連がありますので一括で書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。先程の農地法第 3 条の申請と同様の場所ですので一部省略させていただきます。本件は、営農型太陽光発電施設における区分地上権設定と太陽光パネルを支える支柱部分等についての使用貸借権設定になります。新規の設置でないため、撤去費用のみですが権利者の残高証明が添付されており、費用を上回る金額を確認しました。その他、施設等には問題がないことから許可相当と考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、区分地上権設定 1 について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、農地法第 5 条の規定による許可申請について、使用貸借権設定 1 について

採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長　なお、議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1については、議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について、千葉県知事による許可、不許可と調整して仮に不許可となった場合には、議題第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長　次に、所有権移転1を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員　はい、議長。

議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、富里市立浩養小学校から南へ約600メートルに位置し、市道に接続しており進入路は確保されています。現地は、しっかり管理がされており問題はないと考えます。権利者は、現在も多くの農地を耕作しており、農機具も一式完備していますので効率的に耕作されると思います。

以上、報告を終わります。

議長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転2を議題とします。田口委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田口委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は田口です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。権利者が独り立ちするため一部贈与する内容の申請です。申請地は、富里市立浩養小学校から南西へ約600メートルに位置し、市道に接続しており進入路は確保されています。現地は、しっかり管理がされており問題はないと考えます。権利者は、現在も多くの農地を耕作しており、農機具も一式完備していますので効率的に耕作されると思います。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転3を議題とします。森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は森田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。義務者が高齢のため、権利者に一括贈与する内容の申請です。申請地は、富里市立南小学校から東へ約700メートルに位置し、市道に接続しており進入路は確保されています。申請地の現況は人参が作付けされており、隣接農地との境界もあり進入路も確保され第三者の権利もありません。農業経営状況は水稲と畑作で主に西瓜、トマトを生産しています。労働力は世帯員4人の内、専業従事者で4人、農機具も一式完備しています。取得後は、同じく西瓜、トマトを作付け予定とし、現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為も行っておりません。住所地から申請地までは約1.5キロメートル、車で約5分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。以上のことから、効率的に利用されと考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転4を議題とします。秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。申請理由は、権利者は経営規模拡大、義務者は高齢により後継者がいないため親族に所有権移転する内容の申請です。申請地は、富里インターチェンジから西へ約700メートルに位置し、境界、進入路は確保されています。申請地の現況は草刈りがされており、桐が植えてありました。権利者の営農状況は、自作地が約6,000平方メートルの専業従事者が5人で1人増員予定と

のことです。農機具も一式完備しています。取得後は、同じく桐を栽培します。現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為も行っておりません。住所地から申請地までは約15キロメートル、車で約30分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。以上のことから、効率的に利用され则认为します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転5を議題とします。秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転5について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由は、権利者は経営規模拡大、義務者は規模縮小です。申請地は、あずみ宛中沢の西側約100メートルに位置しています。申請地の現況は草刈りがされており、管理されていました。また、境界、進入路も確保されています。権利者の営農状況は、自作地が約7,000平方メートルの専業従事者3人です。農機具の保有状況は一式完備されています。取得後は、ジャガイモ、サツマイモ、栗を作付けする予定です。現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為も行っておりません。住所地から申請地までは約5キロメートル、車で約20分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。以上のことから、効率的に利用され则认为します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転6を議題とします。秋元委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

秋元委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転6について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は秋元です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。申請理由は、生前一括贈与の申請となります。申請地は、佐々木農場の隣接地に位置しています。申請地の現況は小松菜が作付けされていました。また、境界、進入路も確保されています。権利者の営農状況は、自作地が約17,000平方メートルの専業従事者が4人です。農機具の保有状況は一式完備されております。取得後は、引き続き小松菜を中心にほうれん草を作付けする予定です。現在、所有している農地も効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為も行っておりません。住所地から申請地までは約50メートル、車で約1分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。以上のことから、効率的に利用されと考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転7を議題とします。森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転7について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は森田です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、高松入の信号機のある交差点の南側約1キロメートルの八街市堺に位置しています。申請地の現況は非農地で進入路はなく、建築廃材と野菜ごみが捨ててあり、農機具も入れない程の高低差もあり耕作するには困難な状況でした。隣接農地との境界は一部ありましたが奥の方は確認できませんでした。権利者の営農状況は、自作地の田が約3,000平方メートルの兼業従事者2人です。農機具の保有状況は一式完備とされ、取得後はジャガイモ、落花生を作付けする予定です。住所地から申請地までは約47キロメートル、車で1時間位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありますが、進入路はなく高低差もあり耕作するには難しく、代理人へその旨を事務局から確認したところ権利者と協議し、今回は保留でお願いしたいとの回答を得たとのことです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 はい、議長。

議 長 関委員。

関 委員 価格の記載がない理由を確認します。

議 長 事務局。

事務局 はい、議長。代理人に確認したところ、本案件は、インターネットに掲載されている0円物件というサイトにて農地を発見したもので、0円にて取引されるものとのことでした。

議 長 関委員。

関 委員 はい、わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。本案につきましては、必要書類などの再確認のため、継続審査とし、整い次第、森田委員が引き続き審査、報告とする。また、取下げ申請があった場合は、事務局から報告とすることに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は継続審査とすることに決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1と関連がありますので一括議題といたします。採決は、農地法第4条転用1と、農地法第5条所有権移転1を分割して行います。森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1と関連があり、権利者も同じで土地が隣接しており同様となります。担当委員は森田です。

申請地は、七栄交番から北西へ300メートル位に位置しています。集団的に存在する農地が続いており第1種農地と思われますが、農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっております。状況としては、非農地で現在庭として利用しています。申請地の違反は有りとして、始末書の提出がありました。以前に家を建てた際にはみ出てしまい、今回で敷地延長の申請となります。転用事由は敷地拡張のため、申請農地以外での利用可能な土地はなく、進入路の確保はあり、隣接地との境界もあり、過去の転用許可はなし、第三者の権利もございません。他法令の申請も必要なく、事業区域内に農地以外の土地はなし、転用面積は適当。以上のことから、許可相当と判断します。

なお、農地法第5条の所有権移転1についても隣接した同事由で関係は親族のため省略させていただきます。

説明は以上です、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、農地法第4条 転用1を採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、農地法第5条 所有権移転1について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、農地法第4条の規定による許可申請について、転用2を議題とします。なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定2と関連がありますので一括議題といたします。採決は、農地法第4条の転用2、農地法第5条の使用貸借権設定2を分割して行います。関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用2と議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定2について関連がありますので一括にて書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、七栄にあります東内野地区の住宅地隣接となります。事業内容は長屋住宅が1棟で建築面積272.22平方メートルを予定しています。事業費の資力については、事業を上回る額の融資証明の確認をしました。水道は市営水道、汚水雑排水は公共下水道、農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっております。開発関係の申請は令和6年12月2日に申請済みです。農地法5条の使用貸借権設定の方は、夫婦2名での共有名義であり夫へ使用貸借を認めるものです。説明は以上です、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、農地法第4条の転用2について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、農地法第5条 使用貸借権設定2について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、七栄にあります東内野地区の住宅地南東に位置しています。事業内容は長屋住宅が2棟で建築面積282.96平方メートルの2棟を予定しています。事業費の資力については、事業を上回る額の融資証明の確認をしました。水道は市営水道、汚水雑排水は公共下水道、農業振興地域除外関係につきましては、平成10年6月10日付けで全体見直しとなっております。開発関係の申請は令和6年11月27日に申請済みです。市関係各課との道路等のセットバックや側溝、ごみの集積等の協議書がついていました。説明は以上です、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、所有権移転2について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方

は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第４号

議 長 次に、日程第５ 議案第４号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第４号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、令和６年１１月２５日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の１７ページから２０ページに新規分、２１ページから２３ページに更新分を掲載させていただきました。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、なお、従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第１号

議 長 次に、報告案件に移ります。日程第６ 報告第１号 農地法第４条の規定による農

地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の24ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 次に、報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の25ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第3号

議長 次に、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の26ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時57分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員